

## 1970年代初期の関東の障害児統合教育の始まり

久米, 裕子

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（教育学（教育史））：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1906384>

---

出版情報：教育基礎学研究. 14, pp.109-117, 2017-03-24. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

研究ノート

## 1970年代初期の関東の障害児統合教育の始まり

久米 祐子

### はじめに

本稿は、1970年代初期の関東の統合教育<sup>1</sup>の起こり方について調査研究し、考察することでその特徴を捉えることを目的とする。

障害児の統合教育については、辻村泰男を議長とした「特殊教育総合研究調査協力者会議」（以後「協力者会議」）が、1969年に文部省初等中等局長に報告した「特殊教育の基本的な施策のあり方について<sup>2</sup>」（以後「辻村報告」）が、「可能な限り普通児とともに教育を受ける機会を多くし、普通児の教育からことさらに遊離しないようにする必要がある。<sup>3</sup>」と述べていたことにより、「報告の趣旨を要約すれば、障害児の教育を分離から統合へということを目ざしたもの<sup>4</sup>」と当時文部省初等中等局特殊教育課長であった寒川英希に認識されていた。この「辻村報告」は、寒川の認識に見られるように「統合教育」の嚆矢となった報告であった。

しかしながらこの統合教育は「実施されなかった<sup>5</sup>」とする研究がある。だが、東京都教育委員会の河合久治たちは統合教育実践を試行した文献を出しており<sup>6</sup>、統合教育を実施しようとしていたことがわかる。

一方で、1971年に日本で一番早く統合教育の運動を始めたのは、当時国立小児病院に医療心理職員として勤務していた渡部淳を中心とする人々であり、渡部の医療心理業務である知能検査への疑問から渡部淳を中心として「教育を考える会（がっこの会）」（以下「がっこの会」）が1971年3月に結成されたとする研究もある<sup>7</sup>。しかし、「がっこの会」自体がどのような動機で教育運動団体として成立したのか、についての考察はなされてはいない。なぜなら「がっこの会」は、渡部淳を中心とした保護者との教育運動団体であって、渡部淳だけの会ではない。ならば、なぜ親たちが自閉症等の子どもを校区の学校へ就学させる団体になったのかについて考察することが必要となる。

東京の障害児教育を考える場合に、注意しなければならないのは、日本で一番人口が多かったがゆえに、盲・聾・養護学校及び特殊学級の設置基準も高く設定されていたことである。1968年の東京都の盲・聾・養護学校数は、盲学校5校、聾学校11校、養護学校17（精神薄弱8、肢体不自由児5、病弱4）校であった<sup>8</sup>。特殊学級は、小学校316、中学校235、合計551学級であった<sup>9</sup>。この特殊教育諸学校数及び学級数は、どの都道府県よりも多い。この数字が示すものは、障害児が特殊教育諸学校及び特殊学級へ行かず

に、居住校区の普通学校の普通学級へ行くことは、かなり困難な状況であったことを意味するものである。それにもかかわらず、関東及び東京の統合教育はどのように誕生したのであろうか。

そのために本稿では、まず「教育を考える会（がっこの会）」の機関誌『がっこ』を史料として用いながら、適宜「がっこの会」の結成当時の参加者からの聞き取りも取り入れ、結成に至った理由を明らかにする。次に、東京都教職員組合連合会（以下「都教組」）の教育研究東京集会の報告集から東京全体の統合教育の状況を調査する。そこから、機関誌『がっこ』と重複する統合教育が行われていた地域を割り出して、その地域の統合教育の成立条件を明らかにすることとする。

### 1. 「がっこの会」が結成できた理由

「教育を考える会（がっこの会）」は、1970年当時に国立小児病院精神科で医療心理職員として勤務していた渡部淳を中心に、同病院が治療の一環として実施していたデイケアに参加していた子どもの親たちと、渡部淳たちデイケアのスタッフとで1971年3月に結成された。その機関誌『がっこ』の1971年－1973年の復刻版（以下「復刻版『がっこ』」と記す）には、結成のための呼びかけ文も収録されており、次のように就学についての親の悩みが述べられていた。

私達は子供に生活の場を確保するために具体的に何をしたらよいのでしょうか。皆で考えあい、支えあうための集まりをつくりたいと思います<sup>10</sup>。

この呼びかけは1970年11月30日付け『就学問題に悩む親の会準備会参加よびかけ』となっており、はじめは「就学問題に悩む親の会」として会を結成しようとしていたのである。悩みの内容は、我が子の就学（筆者注、この文では「生活の場を確保する」）のために「具体的に何をしたらよい」か「悩む親」として集まろう、という趣旨がわかる。しかも、就学できないかもしれないので、そうなる自分たちで学園や訓練の場所をつくらなくてはならなくなるので「生活の場を確保する」と述べている。

しかし、「教育を考える会（がっこの会）」結成号の1971年3月20付「がっこNo.1」では次のように、就学に対する態度の変化が見られる。

会の名前もはじめは、「悩む」親の会でした。しかし、準備会を重ねるうちに「学校に入れて頂きたい。許可して貰えるかしら」という悩み方そのものがおかしいんだということが、はっきりしてきました。学校へは、こちらに入る権利があり、学校側は、受け入れる義務こそあれ、断る権限はないのだということが、わかって来たのです<sup>11</sup>。（下線は筆者、以下同じ）

1970年11月30日付けの呼びかけ文と比較すると、1971年3月20日付けの結成号の文は「学校へは、こちらに入る権利があるのであり、学校側は、受け入れる義務こそあれ、断わる権限がない」と言い切っている。この両者の間に何か「考え方の飛躍」の契機になるものがあったのではないかと推測できる。また、それが「わかって来た」と述べているので、親が「わかって来た」と理解し納得する元になった何かがあるのではないかとと思われる。なぜなら子どもを就学させるのは、渡部たち国立小児病院のスタッフではなく、そこへ通ってきていた親たちなのである。一般の親は、理論や理屈で行動を起こすことは難しい。特に我が子の就学についての行動に至るまでには、同じ立場の親の体験や出来事などを聞いて「なるほどこうすれば、できるのだ。」という実感に至る必要があるであろう。

その元になった出来事の手掛かりは、1970年当時に同じ国立小児病院精神科内にあったという「あけぼの会」との関係である。この「あけぼの会」は、国立小児病院精神科内の自閉症親の会のことであり、「教育を考える会（がっこの会）」よりも先に結成されていた<sup>12</sup>。「あけぼの会」の基本的な方針が書かれた中に「(1) 今年就学された会員について<sup>13</sup>」という項目があった。このことから昭和46年（1971年）の時点で、「あけぼの会」の親の中に子どもを校区の普通学級・学校へ就学させた、という出来事があったはずである。以下、「がっこの会」の当時の事務局員からの聞きとりである。

「あけぼの会」では、子どもを小学校へ就学させる運動が2～3年前からあったが、そのほとんどは小学校特殊学級への就学だった。しかし、「あけぼの会」の会員だったMさんは子どものK君を一年間就学猶予して、その一年間に近くの養護学校へ入学させてもらおうと頼んでまわったが、どの養護学校からも断られてしまい、Mさんは、こうなったら居住校区の小学校（その学校には特殊学級がなかった）へ、入学させるしかないと決心した。そこで、就学児健康診断を受けないという方法で、1971年4月に居住校区であった目黒区の小学校普通学級へ入学した、という出来事があった<sup>14</sup>。

当時は、入学通知は年明けの1月か2月に来ていたので、「がっこの会」に参加していた事務局員や親たちは、K君へ小学校普通学級への入学通知が来たことを知って、「悩む」ことから「わかった」という理解へと認識を深めていくことができた。つまり同じ親としてのMさんの行動から、自分たちも同じように、子どもを校区の学校へ就学させることができるかもしれないという実感を得たことを「わかった」と述べていたわけである。

他にも、機関誌『がっこ』には、1971年以前に小学校普通学級へ入学した子どもの母親からの報告などが載っている。1970年に入学した町田市のT君<sup>15</sup>。1971年には上記目

黒区のK君の他に、江戸川区にも「がっこの会」の会員の子どもが入学していたことが「がっこ No.5<sup>16</sup>」に掲載されている。また、1972年4月に「がっこの会」の杉並グループからの報告があり、その中に「現在二年生になったTちゃん<sup>17</sup>」のことが出てくるので、杉並区でも1971年4月にTちゃんが入学していたことがわかる。1972年2月19日付「がっこ No.13」に就学に不安を述べる親に対して、すでに就学させている親の「横浜のUさん、目黒のMさん、三鷹のNさんなどから」話があったことが述べられているので、目黒のMさんの子どもは1971年4月に入学しているところから、「横浜のUさん、三鷹のNさん」の子どもも1971年かそれ以前に入学していたと考えて良いだろう。

1972年の段階で東京の居住校区の小学校への入学は、目黒区・江戸川区・杉並区、及び町田市・三鷹市であった。東京周辺でも、神奈川県横浜市などにも入学していた子どもがいたことが、機関誌『がっこ』からわかった。

さらに、神奈川県鎌倉市では、「1970年4月、鎌倉市では、猶予状態におかれていた子どもたちを中心に6名が校区の普通学級に入っていった。<sup>18</sup>」という精神薄弱育成会の会員（親）の実績があった、と篠原睦治は指摘している。

これらの子どもたちの特徴は、就学猶予・免除の対象となる子どもたちだったということである。つまり、辻村報告で述べられていた「普通学校に在籍し、特定の時間、特別の指導を行うことによって、普通児とともに学習することが可能な心身障害児<sup>19</sup>」とされていた子どもではなかったのである。それにもかかわらず就学猶予・免除の対象だったIQ50未満<sup>20</sup>の自閉症児や精神薄弱児の小学校普通学級への入学は、特殊教育諸学校数及び特殊学級数が日本一多かった東京及び関東地域であるからこそ、そうした特殊教育諸学校及び特殊学級も受け入れてくれない子どもの親の運動として、1970-1972年当時は居住校区の小学校普通学級入学が可能であったということがいえるであろう。

## 2. 『東京の教育』に見る統合教育

この節では、東京都教職員組合連合会（以下「都教組」）の教育研究東京集会の報告集『東京の教育』に報告された障害児教育の中から、統合教育実践を見ることとする。そこに、東京に特徴的な状況が現れているはずだからである。もちろん、『東京の教育』は、教師の教育実践報告であることを特徴とする。

1968年の『東京の教育第18次』では、普通学級と特殊学級はどちらが障害児の為によいのが、就職などの問題とからめて討議されていた<sup>21</sup>。しかし、1970年代の『東京の教育』の障害児教育分科会に、初めて統合教育という意味の共同教育として登場するのは、1972年の第22次教育研究東京集会である。

この時のレポートの題名は「町田市における障害児教育<sup>22</sup>」と書いてあるが、具体的内容はわからない。このレポートの内容は次のように紹介されている。

町田市からは、「町田市における障害児教育の現状と問題点」が報告された。3年前、革新市長を送り出してから、要求がかなり満たされる。教育委員会とも話しあって、互いの要求を出しあい、カラーテレビから、住宅用プレハブ（在宅、幼児グループ）等まで獲得してきた。本年は市教研の中に障害児部をつくったり、関係機関の人たちが集って、町田市の総合的な計画をたてはじめている。①障害児すべてに教育権を保障していく。②教育内容に対する研究に取り組む、課題としては、神奈川県等から、就職する窓口として特殊に入ってきた人もいるので、担任のあり方もみんなで考えていきたい<sup>23</sup>。

この本文からでは、町田市の「障害児教育」の具体的な内容は明確ではない。しかし前節の「がっこ No.17」で「おかあさんからのおたより」として紹介されていた1970年に入学した町田市のT君について、次のように書かれていた。

（前略）会報を読み力づけられております。うちのTも早三年生になり、クラスも先生も変わりました。初めてのクラス変えで心配していましたが、前学級の先生の御配慮もあったようで、今の所、特別な心配事も起きず、通っております。町田市では可能な限り自閉症児は普通学級へ通うようにする方針のようで、同じ団地のもう一人の方も、お母さんが、「特殊へ変えようかと思っていたら、自閉症児は特殊ではあわないからと言われ、又普通学級へもどってきたんですよ」と言っていました。（中略）四月十四日<sup>24</sup>

この「がっこ No.17」の文章には「町田市では可能な限り自閉症児は普通学級へ通うようにする方針」であったと書かれていたことと、『東京の教育 第22次』の町田市の障害児教育の総合的な計画が「障害児すべてに教育権を保障していく。」と述べられていることを考え合わせれば、町田市は、社共共闘によって社会党から出た大下勝正が1970年2月に町田市長に当選したが、その直後の1970年4月には、自閉症児を小学校普通学級に入学させていることから、革新市政の影響がたった2ヶ月で障害児教育に反映されるかどうか判断できない。しかし、町田市の教職員組合として教師たちが「障害児すべてに教育権を保障していく。」ことを、目標としていたことは間違いのないであろう。

町田市以外に統合教育と結びつく教育実践は、『東京の教育』では1970年代前半には見られない。1970年代後半になって1975年の障害児分科会で、「普通学級にいる精神薄弱児をどう教育したらよいか<sup>25</sup>」というレポートが報告されている<sup>26</sup>のをはじめとして、レポートされるようになっていく。だが、これも1980年以降無くなってしまう。

1970年代の都教組の教育研究東京集会障害児教育分科会の助言者が清水寛や永田一視などの、後の全日本教職員組合（以下「全教」）に関係するか入っていった人々によって

運営されていたことが、各年の『東京の教育』の参加者索引によって明らかである。これらの人々は、統合教育に否定的な見解であったために各区の支部教研で出た統合教育のレポートも取り上げられなくなっていったのである。

しかし、東京の教師による統合教育は、「各区ママごとの集まりをつくりませんか<sup>27</sup>」という呼びかけによって各区「がっこの会」ができていったことと歩調を合わせるように広がっていった。また、1972年には統合教育を提唱していた篠原陸治を中心とした「子供問題研究会」ができて、この会も会員を増やしていった<sup>28</sup>。つまり、東京には統合教育を主張する団体が「教育を考える会（がっこの会）」と、「子供問題研究会」との二つできたのであった。

以上のように、二つの民間団体によって東京23区の統合教育実践は生まれて行ったが、それは、組織的な教育実践ではなかった。しかし、こうした東京都の中で唯一、市単位としての組織的統合教育が行われるようになったのは、機関誌「がっこ」にも『東京の教育』にも登場した東京都町田市であった。

### 3. 町田市の統合教育

町田市では、社会党と共産党の選挙協力（これは社共共闘と呼ばれる）、によって社会党から出た大下勝正氏が1970年から町田市長に当選し、以後1990年までの20年間革新市長として「統合教育」などの教育政策を実施していた。

そこではどのような統合教育が実施されていたのかについて、この節で述べることにする。大下勝正は、町田市で就学免除された障害児者との出会いを次のように書いている。

町田市長に就任当時は、正直いって障害児のことについて本当のことは何も知らなかった。重度の障害児を抱きかかえて市長室に來られた母親たちに会って、はじめて目が開かれた。この母親たちから、それぞれの家庭で障害児がどのような生活をしているのか一度ぜひ見てほしいといわれて、各家庭を訪問して歩いた。（中略）おむつをあてがったままで、学齡期を過ぎた子供が多かった。この重度障害児の在宅の姿に、筆舌につくせない強烈な印象を受けた<sup>29</sup>。

ここでは町田市の統合教育の開始も、就学猶予・免除された障害児者との出会いから始まっていたことに注目したい。そして、大木市長は「とにかく、一日も早く就学猶予を一掃して、全員に義務教育を受けさせねばならない。国や東京都ではまだその制度が確立されていないので、町田市独自で障害児の全員入学方針を決定した。<sup>30</sup>」と述べている。これが、幼稚園・保育園での統合保育から始まり、次第に小学校での統合教育となり、次に中学校での統合教育となっていくことを書いている<sup>31</sup>。これはあくまでも町

田市長としての見方だが、市長が統合教育をしようと思った時に、実は統合教育を牽引する要蔵大三（かなめだいぞう）という教育者がいたのであった。

要蔵大三は、町田市立の小学校の教頭の時に、自閉症の子ども之母親から、何とか小学校普通学級へ入学したい、と頼まれたのが統合教育への出発であったと、述べている<sup>32</sup>。その後、新設の小学校へ校長となって赴任してから、障害児の受け入れを学校として本格的に始めた。その方法として次のような教育実践を行った。

障害児は、普段は登校してから下校するまで普通学級で過ごす、国語と算数の時間だけその子どもに応じて必要とあれば教室ではなく、空いた場所で個別指導を行う、というものであった<sup>33</sup>。もちろん、その空いた場所にも個別指導を行う教師が必要なので、特殊学級として予算と教師を確保していた。この方法は、特殊学級を USA のリソース・ルームと同じように活用しているので、「リソース・ルーム方式」とも呼ばれるが、日本語に訳せば「学校内通級」という利用の仕方であった。

さらに、要蔵大三は大下市長が任命した教育委員会の指導を市長から頼まれて、現場での統合教育の方法や必要な施設などを、学びに来た教育委員へ伝達する役割を担っていた<sup>34</sup>。

そして、大下市長が任命し、要蔵校長から指導を受けた教育委員会は、指導員という名前の介助員を「規則として肢体不自由児と全盲児の教育の場合についてのみ市費で配置<sup>35</sup>」するようになった。

つまり、1970年代半ばから町田市では、幼稚園・保育園での統合保育から始めて、小・中学校では、リソース・ルーム方式と介助員配置という二本立ての町田市の制度によって統合教育を実施可能としたのであった。これは、町田市の組織的な統合教育であるといえるのであった。

## おわりに

本稿で明らかにできたことは、東京の統合教育は就学猶予・免除されそうな子どもや、就学猶予・免除された障害児者を、居住校区の小学校へ就学させることで教育を受けることができたことから始まっていた、ということである。

1971年に結成された「教育を考える会（がっこの会）」は、結成の直前に M さんの子どもに校区の小学校への就学通知が来たことを知ったり、町田市で自分たちの子どもと同じ自閉症の子どもが小学校普通学級へ入学していたことを話しあったりして、そういう親同士の体験を聞く中で、自分たちも同じように、子どもを校区の学校へ就学させることができるかもしれないという実感を得たことを契機にして「教育を考える会（がっこの会）」が成立したのであった。次に、1970年代の『東京の教育』の障害児教育分科会に、初めて統合教育という意味の共同教育として登場するのは、1972年の第22次教育研究東京集会での「町田市における障害児教育」であり、その中で町田市が「障害児すべ

てに教育権を保障していく。」という方針を打ち出したことを挙げていた。さらに、1972年には東京には篠原陸治が主宰する「子供問題研究会」も発足した。また、「教育を考える会（がっこの会）」も区ごとの会を持ち始めるようになり、団体としては広がった。だが、東京23区の1970年代前半は親や教師個人の統合教育実践が主であった。それに比較すると、組織的な統合教育実践が東京都町田市では行われていた。1970年当選の革新市長であった大下市長の就任により、町田市全市を挙げての統合教育がなされるようになっていった。その教育実践は、リソース・ルーム方式と介助員配置という町田市の制度によってなされたものであった。

これらの関東の統合教育は、どれも1970年代初頭に「就学猶予・免除児を無くしたい」という思いから出発したものであった。このことは、養護学校義務化だけが就学猶予・免除児をなくす方法の全てとは言えない、という点で示唆に富むものである。

最後に、本稿を書くにあたって史料の提供やインタビューに協力して頂いた渡部淳氏及び高橋伊久子氏、さらに町田市の史料については篠原陸治氏に、記して感謝の意を表すものである。

## 注

1. 一木玲子は統合教育を次のように定義している。「統合教育という語については、「統合」の意味の的不確さから、インテグレーションやインクルージョン等の語が多くつかわれているが、その定義が一定でないことから、本論文では、統合教育に統一する。その定義は、「障害児と障害を持たない児童が基本として同じ場所で学習を行う形態」と広く捉える。したがって日本で行われている交流教育はこれに含まれない。」と定義しており、本稿もこの定義を採用する。（一木玲子「イタリアにおける障害児統合教育導入と学校改革」日本教育制度学会紀要編集委員会『教育制度学研究』第7号 2000年、169頁）
2. 文部省『特殊教育百年史』東洋館出版社 昭和53年、679-685頁。
3. 同上、681頁。
4. 心身障害児教育財団編集『特殊教育三十年の歩み』教育出版 昭和56年、57頁。
5. 高橋智「戦後障害児教育における「近代化」と「現代化」の歴史的位相」高橋智／清水寛共著『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学』多賀出版 1998年、401-402頁。
6. 鈴木清／河合久治編集『普通学級における心身障害児の指導』明治図書出版 1970年
7. 堀智久『障害学のアイデンティティ』生活書院 2014年、118頁。
8. 文部省初等中等教育局特殊教育課編集・発行『昭和43年度 特殊教育資料』6-7頁。
9. 同上、18-19頁。
10. 「教育を考える会（がっこの会）」編集・発行『がっこ300号』復刻版 1995年、7頁。
11. 同上、『がっこ300号』復刻版、10頁。（以下「復刻版『がっこ』」と記す。）
12. 同上、復刻版『がっこ』27頁。
13. 同上、「『四六年あけぼの会総会』にむけて」復刻版『がっこ』所収、28-29頁。
14. マジカルハウス 柿のたね編集・発行『無着麗子さん追悼集』2015年、8頁。及び、2017年1月14日「がっこの会」事務局高橋伊久子氏・渡部淳氏からのインタビューによる。また「がっこ No.13」

1970年代初期の関東の障害児統合教育の始まり

(復刻版『がっこ』所収85頁)に「目黒のMさん」として掲載されている。

15. 「がっこ No.17」復刻版『がっこ』125頁。
16. 復刻版『がっこ』32-36頁。
17. 同上、118頁。
18. 日本臨床心理学会編『戦後特殊教育・その構造と論理の批判』社会評論社 1980年、24頁。
19. 前掲『特殊教育百年史』681頁
20. 前掲「特殊教育対象児童生徒の判別基準と教育措置」『昭和43年度 特殊教育資料』30-31頁。
21. 東京都教職員組合連合会編集・発行『東京の教育 第18次』1969年、201-203頁。
22. 『東京の教育 第22次』1973年、278頁。
23. 前掲『東京の教育 第22次』155頁。
24. 前掲 復刻版『がっこ』、125頁。
25. 『東京の教育 第25次』1976年、290頁。
26. 同上、227頁。
27. 前掲 復刻版『がっこ』、65頁。
28. 篠原睦治『「障害児の教育権」思想批判』現代書館 1986年、215頁。
29. 大下勝正『町田市が変わった』朝日新聞社 1992年、175-176頁。
30. 同上、179頁。
31. 同上、175-185頁。
32. 『囲んで語る 要蔵大三』編集委員会編・発行『囲んで語る 要蔵大三』1985年、38頁。
33. 同上、17頁。
34. 同上、24頁。
35. 同上、『囲んで語る 要蔵大三』26頁。